

すいもの

すいもの

鮎の一  
こんに

す牛房

むしあはび  
そへざかな也

すいもの  
やうかん

きざみ  
えむ

のり

六  
朱書  
四こんの内

七  
朱書  
五こん

慶長拾一年六月廿四日

大草三郎左衛門尉公以判有

〔老人雑話上〕信長美濃齋藤が所へ婿入の時廣袖の湯帷子に、陰形を大に染付て著し、茶筌髪にて往く、山城守が家老等、國境まで迎に出て、其様を見て膽をつぶし、密に云ふは、此様の人に七五三の式法などは不都合ならんとて、早使を返し、田舎家具の大なるなどを用意せよと云、信長宿に著て、束帯正しく調て、山城守に對面す、又驚き騒ぎ、もとの七五三の式法を用ゆ、此時山城歎じて云、我國は婿引出物に仕たりと、其心は我子共など國を保つことあたはじ、信長に取れんと思ふ也、

〔御湯殿の上の日記〕慶長八年三月九日、女ゐんの御所へ御はなみとてはなしまいらる、御のふ十一ばんあり、たゆふしふたゆふまいる、こん五こん七五三のく御まいる、御しやうばんにてはなし、こなたにて參る、たいの物御さか月のたいもまいる、

〔義演准后日記〕慶長八年四月四日、卯刻將軍家康御所へ出仕、單衣紫五帖ケサ生袴、御相伴衆事、